4　（略）

⑴　還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を使用したものにあっては、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「表示基準」という。）別表第３の中欄に掲げる還元果汁に係る同表の下欄に掲げる表３に定める糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）の基準又は表示基準別表第３の中欄に掲げる還元果汁に係る同表の下欄に掲げる表４に定める酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準に対する割合をいう。

⑵　果実の搾汁のみを使用したものにあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合をいう。

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、果実飲料等の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定める基準に従い、日本工業規格Ｚ8305（以下「ＪＩＳＺ8305」という。）に規定する８ポイントの活字以上の大きさの文字で邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、表示基準の規定に基づき、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあっては、ＪＩＳＺ8305に規定する６ポイントの活字以上の大きさの文字で表示することができ、表示可能面積がおおむね30㎠以下のものにあっては、第２号、第３号、第７号、第８号、第10号及び第11号の事項の表示を省略（ただし、第２号、第３号は特定保健用食品及び機能性表示食品を除き、第10号は食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示を要しないものを除き、第11号は栄養表示をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）することができる。

⑴　名称

⑵　原材料名

4　（略）

⑴　還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を使用したものにあっては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）の別表３に定める糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の基準又は同別表４に定める酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準に対する割合をいう。

⑵　果実の搾汁のみを使用したものにあっては、原材料に占める重量の割合をいう。

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、果実飲料等の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定める基準に従い、日本工業規格Ｚ8305（以下「ＪＩＳＺ8305」という。）に規定する８ポイントの活字以上の大きさの文字で邦文で明りょうに表示しなければならない。この場合において、果実飲料にあってはこれらの事項を、第１号から第８号の順に一括して表示する。ただし、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあっては、ＪＩＳＺ8305に規定する６ポイントの活字以上の大きさの文字で表示することができる。

⑴　品名

⑵　原材料名

⑶　添加物

⑷　内容量

⑸　賞味期限

⑹　保存方法

⑺　使用方法

⑻　原産国名

⑼　事業者の氏名又は名称及び住所

⑽　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

⑾　栄養成分の量及び熱量

2　事業者は、前項に掲げる事項のほか、果実飲料等の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる基準に従い、邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね30㎠以下のものにあっては、表示を省略することができる。

⑴　（略）

ア　果実飲料のうち果汁入り飲料にあっては、商品名を表す文字と同一視野に「果汁○○％」と果汁の使用割合を表示する。この場合において、希釈して飲用に供するものにあっては、当該商品の希釈倍数により、希釈後飲用に供する状態における果汁の使用割合に応じて「□倍希釈時果汁○○％」と表示する。

イ・ウ　（略）

⑵　加糖

果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては、商品名を表す文字と同一視野に括弧を付してＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により「加糖」と表示する。

⑶　内容量

⑷　賞味期限

⑸　保存方法

⑹　使用方法

⑺　原産国名

⑻　事業者の氏名又は名称及び住所

2　事業者は、前項に掲げる事項のほか、果実飲料等の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる基準に従い、邦文で明りょうに表示しなければならない。

⑴　（略）

ア　果実飲料のうち果汁入り飲料にあっては、前項第１号の規定に基づき「○○％」と品名に付して果汁の使用割合を表示するほか、商品名を表す文字と同一視野に「果汁○○％」と果汁の使用割合を表示する。この場合において、希釈して飲用に供するものにあっては、当該商品の希釈倍数により、希釈後飲用に供する状態における果汁の使用割合に応じて「□倍希釈時果汁○○％」と表示する。

イ・ウ　（略）

⑵　加糖

果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又ははちみつを加えたものにあっては、前項第１号の規定に基づき品名に括弧を付して「加糖」と表示するほか、商品名を表す文字と同一視野に括弧を付してＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により「加糖」と表示する。